

日本大学理工学部校友会 情報部会 会則

平成 29 年	4 月	1 日	制定
平成 29 年	11 月	5 日	改訂
平成 30 年	11 月	3 日	改訂
令和 5 年	11 月	5 日	改訂
令和 6 年	11 月	4 日	改訂

＜名称＞

第1条 本会は、日本大学理工学部校友会情報部会という。

＜目的＞

第2条 本会は、日本大学理工学部校友会の下部組織として、日本大学理工学部応用情報工学科と連携し、卒業・修了生と在学生を結んで、各種活動を支援して便宜を図るものである。

＜所在地＞

第3条 本会は

〒274-8501 千葉県船橋市習志野台 7-24-1 日本大学理工学部応用情報工学科内に置くものとする。

本会の事務は

〒101-8308 東京都千代田区神田駿河台 1-8-14 日本大学理工学部校友会でも一部を代行する。

＜会員＞

第4条 会員は、日本大学理工学部応用情報工学科の卒業生、日本大学大学院理工学研究科情報科学専攻の修了生、日本大学短期大学部ものづくり・サイエンス総合学科（主専攻分野：情報）の卒業生からなり、同在学生は学生会員、同教職員は特別会員とする。

＜役員・代議員＞

第5条 本会の役員は日本大学理工学部校友会の規定に基づき、部会長 1 名、常任幹事 2 名（うち 1 名は部会長が兼任）、学内委員 1 名をおくものとする。以上の役員に加えて、会計 1 名をおく。役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その任務を行うものとする。

- 1) 部会長は、本会を代表し会務を掌理する。部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは常任幹事が職務を代行する。
- 2) 常任幹事は、日本大学理工学部校友会の常任幹事会構成員となり、事業の執行にあたる。
- 3) 会計は、本会の会計を担当する。
- 4) 部会長、常任幹事、会計の任期は 3 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5) 部会長、常任幹事、会計は総会で選任を行う。
- 6) 学内委員は、日本大学理工学部の卒業生かつ本会特別会員である教職員から、毎年度上半期中に日本大学理工学部応用情報工学科の教員の合意のもと選任を行う。

2 日本大学理工学部校友会の定めに基づき、学年幹事を卒業年毎に2名程度（学部卒業者から100名あたり1名、大学院修了者から1名）をおき、本会における代議員とする。

- 1) 学年幹事は、当該学年から推薦されたもの、または日本大学理工学部応用情報工学科現職教員の合意により推薦されたものが就任する。役員との兼任を妨げない。
- 2) 学年幹事は、死亡の場合解任となる。また、長期に及ぶ連絡不能が確認された場合は表決権を放棄したものとして扱い、過半数に含めないものとする。

3 本会に、オブザーバーをおく。また、必要と認めた会員には運営の協力を仰ぐことができる。

- 1) オブザーバーは、常任幹事の任を終えた会員（かつ幹事に該当しないもの）、日本大学理工学部校友会会长および副会长に就任した会員（およびその任を終えた会員）、そのほか必要と認めた特別会員の教職員で構成する。以上に該当しないが必要と認めた会員をオブザーバーとしておく場合は、総会の議決を経て部会長がこれを委嘱する。

＜総会＞

第6条 本会の総会は毎年度、第二四半期から第三四半期にかけて1回開催する幹事総会および必要に応じて開催する臨時総会とする。総会の議長は役員から互選により選出されるものとする。

2 総会は、以下の事項を決定する。

- 1) 会則および重要規程の制定、改廃に関する事項
- 2) 事業計画に関する事項
- 3) 部会長、常任幹事、会計の選任
- 4) 予算・決算の承認
- 5) その他部会長が必要と認めた事項

3 総会は、本会役員、会計、学年幹事（代議員）、オブザーバーおよびそのほか必要と認めた会員、出席を希望する会員をもって構成する。

4 総会は、本会役員、会計、学年幹事（代議員）、オブザーバーに開催案内を事前に通知したうえで、本会役員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、委任状を提出した者は、出席とみなすものとする。

5 第2項に定める議決は、出席者の過半数の承認をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

＜事業＞

第7条 本会の事業は以下のものからなる。

- 1) 会員のための事業
- 2) 学生会員のための事業
- 3) 学科関連事業
- 4) 会員情報の適正管理
- 5) 日本大学理工学部校友会ならびに他部会との連携
- 6) その他必要と認めた事業

＜活動の報告＞

第8条 本会の活動状況は、年度内に1回以上開催する幹事総会で役員に報告し、日本大学理工学部校

友会誌「桜工」誌上で広く報告する。

＜運営資金＞

第9条 本会の運営資金は、日本大学校友会から日本大学理工学部校友会を経由して支給される、経常会計（部会補助費、名簿整備補助費）を主とし、適正執行を旨とする。本会独自にも必要に応じて会員から会費の徴収を行う。資金については、会計が適正に管理を行い、定期に部会長の閲覧を受けるものとする。

会計年度は4月1日～翌年3月31日とする。

＜施行＞

第10条 この会則は必要に応じて総会で見直し・改定を行う。

＜設立＞

第11条 本会の設立年月日は平成29年4月1日とする。

＜附則＞

この会則は平成29年4月1日から施行する。

以上

この規約の記載内容について、事実と相違ないことを証明する

令和 年 月 日
元 一

部会長

印